



令和3年3月19日  
九州地方整備局  
熊本河川国道事務所  
甲佐町

## 緑川本川で初の「河川防災ステーション整備計画」が登録

～地域の防災力向上に繋がる拠点を国と町が連携して整備～

- 緑川では平成19年7月洪水や平成28年6月洪水で甲佐町を中心に家屋等の浸水被害が発生しており、また、熊本県の球磨川を中心に九州地方を襲った令和2年7月豪雨災害など、近年各地で発生している豪雨災害を受け、これまで国と町が連携し、地域の防災力向上に繋がる拠点の整備を目指してきました。
- このたび、緑川本川で初めてとなる「河川防災ステーション整備計画」が登録されました。
- 国土交通省では、洪水時の水防活動や緊急復旧活動を行う拠点となる「河川防災ステーション」の整備を、甲佐町と連携し進めていきます。

～船津地区河川防災ステーションの主な整備内容～

### 【国土交通省】

- ・洪水時の水防活動や緊急復旧活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するために「河川防災ステーション」の整備を行います。
- ・遠方にて災害が発生した場合は、国道218号や九州縦貫自動車道等を活用して、広域支援を実施します。

### 【甲佐町】

- ・水防活動を円滑に行う拠点として水防センター等の整備を行います。
- ・災害時は水防活動の現場司令室、水防資材を備蓄する水防倉庫等の機能を有し、平常時は自主防災組織等の会議や研修の場として、又、防災学習等の活動の場や隣接する熊本甲佐総合運動公園の利用者や地元の方々等によるコミュニティの場などに利用します。

### 《添付資料》

別紙 計画の概要

参考 河川防災ステーションの概要

**※河川防災ステーションの整備にあたっては、今後関係者への説明や協議・調整を行いながら、丁寧に進めてまいります。**

なお、「河川防災ステーション整備計画」の確認書の調印式については、日程が決まり次第、別途お知らせ致します。

【九州地方整備局 記者発表】 [http://www.qsr.mlit.go.jp/press\\_release/r2/21031903.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r2/21031903.html)

【問合せ先】 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所  
電話：096-382-1132（調査第一課直通）  
技術副所長：宮本 浩（みやもと ひろし）  
調査第一課長：鳥井 譲太（とりい じょうた）

甲佐町  
電話：096-234-1111（代表）  
建設課長：志戸岡 弘（しとおか ひろし）  
建設課長補佐：南 智彦（みなみ ともひこ）

ふなつ くまもと けん かみましき ぐん こうさまち  
**「船津地区河川防災ステーション」(熊本県上益城郡甲佐町)**

別紙

対象河川：一級河川 緑川水系緑川 **【国管理河川】**  
 市町村名：熊本県上益城郡甲佐町



1. 概要

緑川水系では、平成19年7月洪水で甲佐町を中心に家屋等の浸水被害が発生しています。船津地区河川防災ステーションは、洪水被害を最小限に食い止めるため、緑川中上流部における災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等のほか、甲佐町が設置する水防センターを配置し、迅速かつ円滑な復旧活動の拠点として整備します。平常時には防災学習の拠点として利用するとともに、駐車場や水防センター内のトイレ等を一般開放することで隣接する公園の利用者等による利用、及び地元の自主防災クラブや消防団等の会議・研修等の場や地域の交流・憩いの場などの活用が可能となります。

2. 整備内容

国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材(根固めブロック等)の備蓄、ヘリポート等  
 甲佐町：水防センター

**整備箇所**

船津地区河川防災ステーション

**活用イメージ(災害時)**

**施設配置平面図**

**活用イメージ(平常時)**

防災訓練

施設内の防災パネル展示

消防団等の会議・研修

地域交流の場

隣接する運動公園の利用者等による駐車場の利用

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

# 河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

## 《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

## 《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。

